

# タイ向け食品輸出に関する 規制セミナー

TOPIC1：輸出する食品に求められる証明書編  
(GMP 証明書等／保健省告示第 420 号)

2021年6月14日（月）日本時間14:30～&タイ時間12:30～

在タイ日本国大使館

&

ジェトロ・バンコク事務所

**JETRO** Bangkok

- 日本産食品をタイ市場で広めていくにあたり、[重要となる規制対応](#)
- [基礎的なことに関する情報（入門編、初心者編、復習編）](#)を提供できる場を作りたい
- タイの日本産食品市場等、規制以外のことは、別途（後述）
- 日本産青果物のタイ向け輸出に関することは、[TOPIC 2のセミナー](#)参照
- 本日の動画はyoutubeチャンネル[jetroseminar](#)で公開予定

1. 規制のせいでタイに輸出できないという噂を聞いたけど、タイって日本よりも進んでいるの？ 【タイの食品安全規制】
2. タイに存在する食品登録という謎の概念！いったい何？ 【輸入手続概要】
3. 担当官によって言うことが違う！この前できたのに、どうして今回はできないの？ 【GMP証明書等】
4. 10月からはISO22000がないとタイには輸出できなくなるの？ 【保健省告示第420号改正】
5. Q&Aセッション

## 農林水産物・食品の 輸出支援ポータル



<https://www.jetro.go.jp/agriportal/>

- 各地での日本産食品の輸入に必要な手続、販売価格等、色々な情報を発信。

## e-mail相談



<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator>

- 最寄りのジェトロから申込み。
- タイ市場における類似商品の状況等、簡単なレポートをe-mailで提供。

## ブリーフィング



<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator>

- 最寄りのジェトロから申込み。
- オンラインで1時間程度面談。タイ市場の状況や規制について解説。

## ビジネス短信



<https://www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/>

- 各地の情報をジェトロが発信。
- タイの食品関連の規制についても、新たな動きがあった際には、情報提供を行っている。

## 参考動画



<https://youtu.be/3WNXu2A5y1c>

- 2021年4月時点のタイの食品市場の様子等を動画で配信。

1. 規制のせいでタイに輸出できないという噂を聞いたけど、タイって日本よりも進んでいるの？【タイの食品安全規制】
2. タイに存在する食品登録という謎の概念！いったい何？【輸入手続概要】
3. 担当官によって言うことが違う！この前できたのに、どうして今回はできないの？【GMP証明書等】
4. 10月からはISO22000がないとタイには輸出できなくなるの？【保健省告示第420号改正】
5. Q&Aセッション

◆ タイ政府にとって、世界への食品輸出は重要。

◆ 一次産業の高度化・高付加価値化等を図るとともに、世界の規制潮流を迅速に自国に反映。

食品輸出額  
(2020年)



約3兆4,619億円※1  
全体の輸出額の**13.7%**※2



9,860億円※3  
全体の輸出額の**1.4%**※4

食品産業

- 産業別GDP構成比
  - 食品製造 22.0%※5
- 全産業に占める食品製造就業者の割合： 20.2%※5
- 食品製造就業者数： 99万人※5
- 農業就業者数： 1,217万人※6

※1 NFI-FIC “Thailand Food Industry Profile 2020”による2020年の数値をもとに、1THB=3.53円換算。

※2 タイ商務省 “Foreign Trade Statistics”による2020年の数値をもとにジェトロバンコク事務所計算。

※3 財務省貿易統計をもとに農林水産省作成 「2020年の農林水産物・食品の輸出実績の概要」

※4 財務省貿易統計をもとにジェトロバンコク事務所計算。

※5 NFI-FIC “Thailand Food Industry Profile 2020”

※6 タイ農業経済局 “Agricultural Economic Indicator of Thailand”

- ◆ 部分水素添加油脂（PHO）は使用禁止。
- ◆ 日本はPHO規制がないため、タイ向け輸出では新たな対応が必要。

## 各国の状況※

食品中のトランス脂肪酸に制限を設ける規制を講じている国

Best-practice TFA policy: Legislative or regulatory measures that limit industrially produced TFA in foods in all settings, and are in line with the recommended approach

アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、シンガポール、タイ等 **41か国**

## タイの規制 (2019年1月～)

- **部分水素添加油脂(PHO)使用禁止。**
- 油脂を使用した製品については、部分水素添加油脂(PHO)を使っていない旨の製造事業者のレターが輸入時に必要。
- PHO使用の可能性がある食品の例（タイ保健省FDAのガイドライン）  
マーガリン / ショートニング / 水素添加油脂 / パイ、パフ、パン菓子、ケーキ、クッキーなどのベーカリー製品 / 部分水素添加油脂を使用し、油を使って揚げた食品（例：揚げドーナツ） / ラベルの主要原材料表示に「マーガリン、ショートニング、植物油を原材料として含む」と記載されている食品

※ WHO TFA Country Score Card <https://extranet.who.int/nutrition/gina/en/scorecard/TFA>

出所：タイの法令などをもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

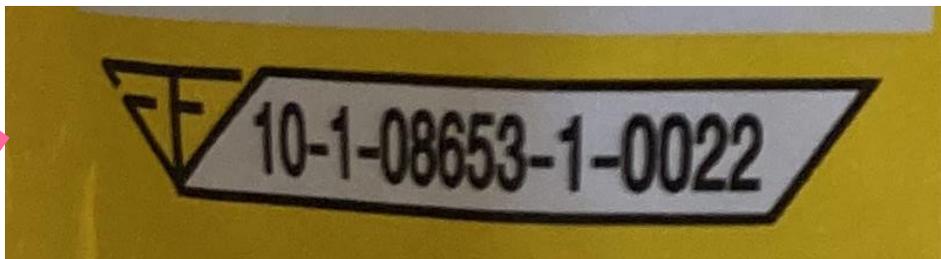
- ◆ 今後も規制は強化されるのか？（食品法の改正等も予定されている状況）
- ◆ 内発的な規制でない場合等、現場での応用が大変・・・

### 【参考】近年公布・施行された食品関連規制の例

保健省告示第386号	2018年8月施行 (2019年8月本格施行)	青果物の選別・梱包施設に関する基準を設定、輸入品に関する証明書の要求
保健省告示第394号	2019年4月施行	GDA (Guideline Daily Amounts、1日の栄養摂取量ガイドライン) 表示が必要な食品の範囲を拡大
保健省告示第414号	2020年11月施行	カドミウム等、食品中の汚染物質に関する規制を改正
保健省告示第416号	2021年1月施行	サルモネラ等、食品中の病原菌に関する規制を改正
保健省告示第418号	2020年10月施行	食品添加物に関する使用条件等の改正
保健省告示第419号	2021年6月施行	パラコートやクロルピリホス等といった農薬成分の食品中からの検出禁止
保健省告示第420号	2021年4月施行 (2021年10月本格施行)	食品製造施設に求める基準に関する9本の告示を統合・改編

出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

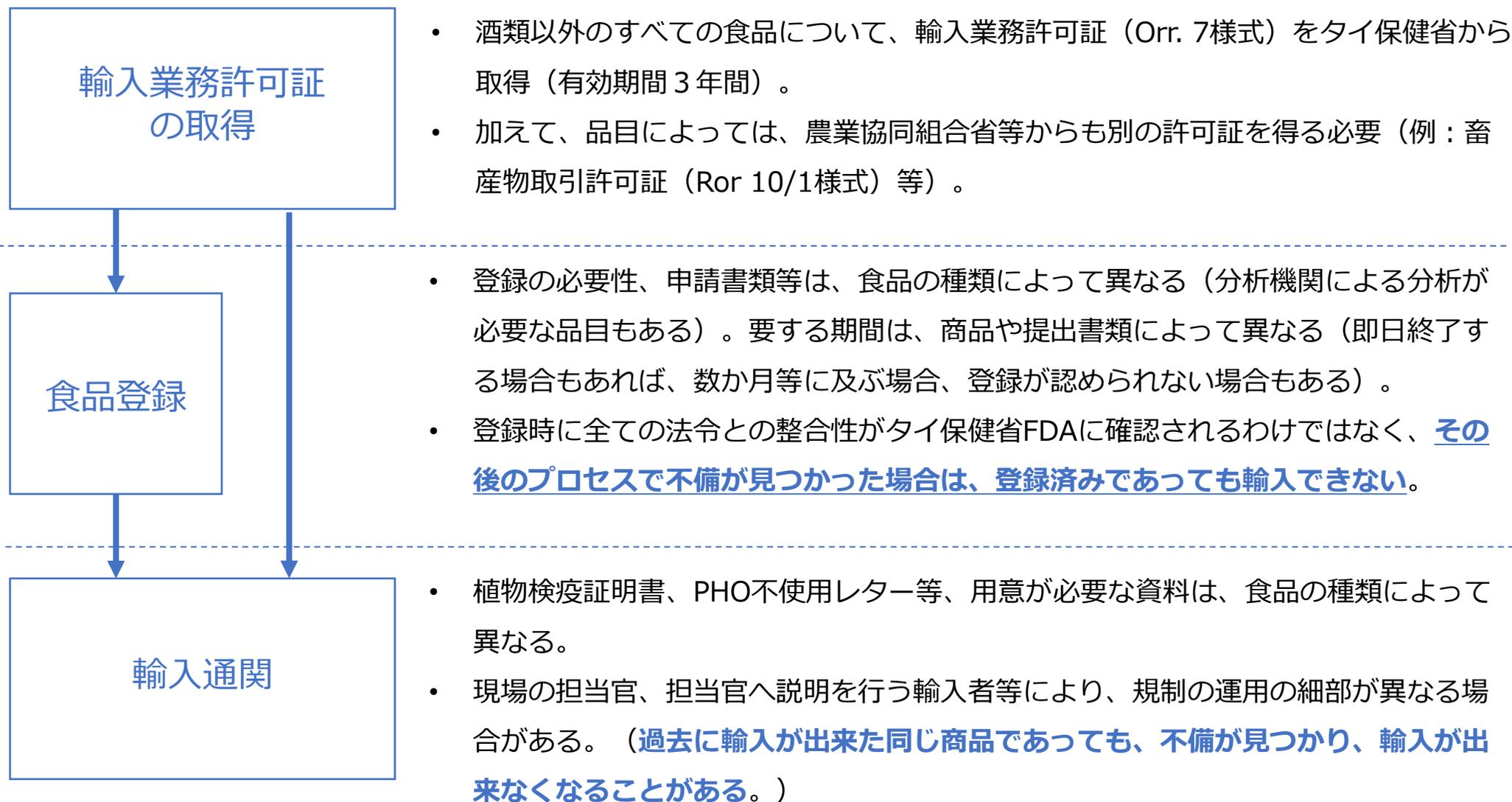
1. 規制のせいでタイに輸出できないという噂を聞いたけど、タイって日本よりも進んでいるの？【タイの食品安全規制】
2. タイに存在する食品登録という謎の概念！いったい何？【輸入手続概要】
3. 担当官によって言うことが違う！この前できたのに、どうして今回はできないの？【GMP証明書等】
4. 10月からはISO22000がないとタイには輸出できなくなるの？【保健省告示第420号改正】
5. Q&Aセッション



- 輸入品を含め、包装された食品は「食品登録番号」(通称：オーヨーマーク)の表示が求められる(加工されていない生鮮食品など、一部の例外あり)。
- 13桁の数字には、食品製造場所又は食品輸入元国、担当したタイ政府の部署、個別商品に紐づく番号等の情報が入っている。

撮影：ジェトロバンコク事務所

- ◆ 3種類の手続きに大別することができる（①輸入業務許可証取得、②食品登録、③通関）。
- ◆ **在タイの者が手続きを行う**ため、指示に従い、在日本の者は必要情報等を提供する。



- 酒類以外のすべての食品について、輸入業務許可証（Orr. 7様式）をタイ保健省から取得（有効期間3年間）。
- 加えて、品目によっては、農業協同組合省等からも別の許可証を得る必要（例：畜産物取引許可証（Ror 10/1様式）等）。
- 登録の必要性、申請書類等は、食品の種類によって異なる（分析機関による分析が必要な品目もある）。要する期間は、商品や提出書類によって異なる（即日終了する場合もあれば、数か月等に及ぶ場合、登録が認められない場合もある）。
- 登録時に全ての法令との整合性がタイ保健省FDAに確認されるわけではなく、**その後のプロセスで不備が見つかった場合は、登録済みであっても輸入できない。**
- 植物検疫証明書、PHO不使用レター等、用意が必要な資料は、食品の種類によって異なる。
- 現場の担当官、担当官へ説明を行う輸入者等により、規制の運用の細部が異なる場合がある。（**過去に輸入が出来た同じ商品であっても、不備が見つかり、輸入が出来なくなることがある。**）

出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

1. 規制のせいでタイに輸出できないという噂を聞いたけど、タイって日本よりも進んでいるの？【タイの食品安全規制】
2. タイに存在する食品登録という謎の概念！いったい何？【輸入手続概要】
3. 担当官によって言うことが違う！この前できたのに、どうして今回はできないの？【GMP証明書等】
4. 10月からはISO22000がないとタイには輸出できなくなるの？【保健省告示第420号改正】
5. Q&Aセッション

- ◆ タイ国内の食品製造施設は、タイ法令で定められた基準を守る必要（日本の保健所の営業許可等に類似）。
- ◆ 輸入品については、タイ法令と**同等以上の基準の規格等に関する証明書が輸入時に必要**（一部食品を除く）。ISO22000等が具体例としてタイ政府から公表されている。具体例になくとも、①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているもの、であれば使用可能。

### ○タイ保健省告示第420号の基準例

- ・ 立地場所、建物などに関する事項  
製造施設は、動物及び虫の製造エリアへの侵入を防止でき、又は動物及び虫の食品との接触を防止できること 等
- ・ 製造用ツール・機械・設備などに関する事項  
毒性がなく、錆びず、食品と反応を起こさず、耐腐食性のある素材を選んで衛生的に設計されたものであること 等



OK!

### ○証明書の発行主体

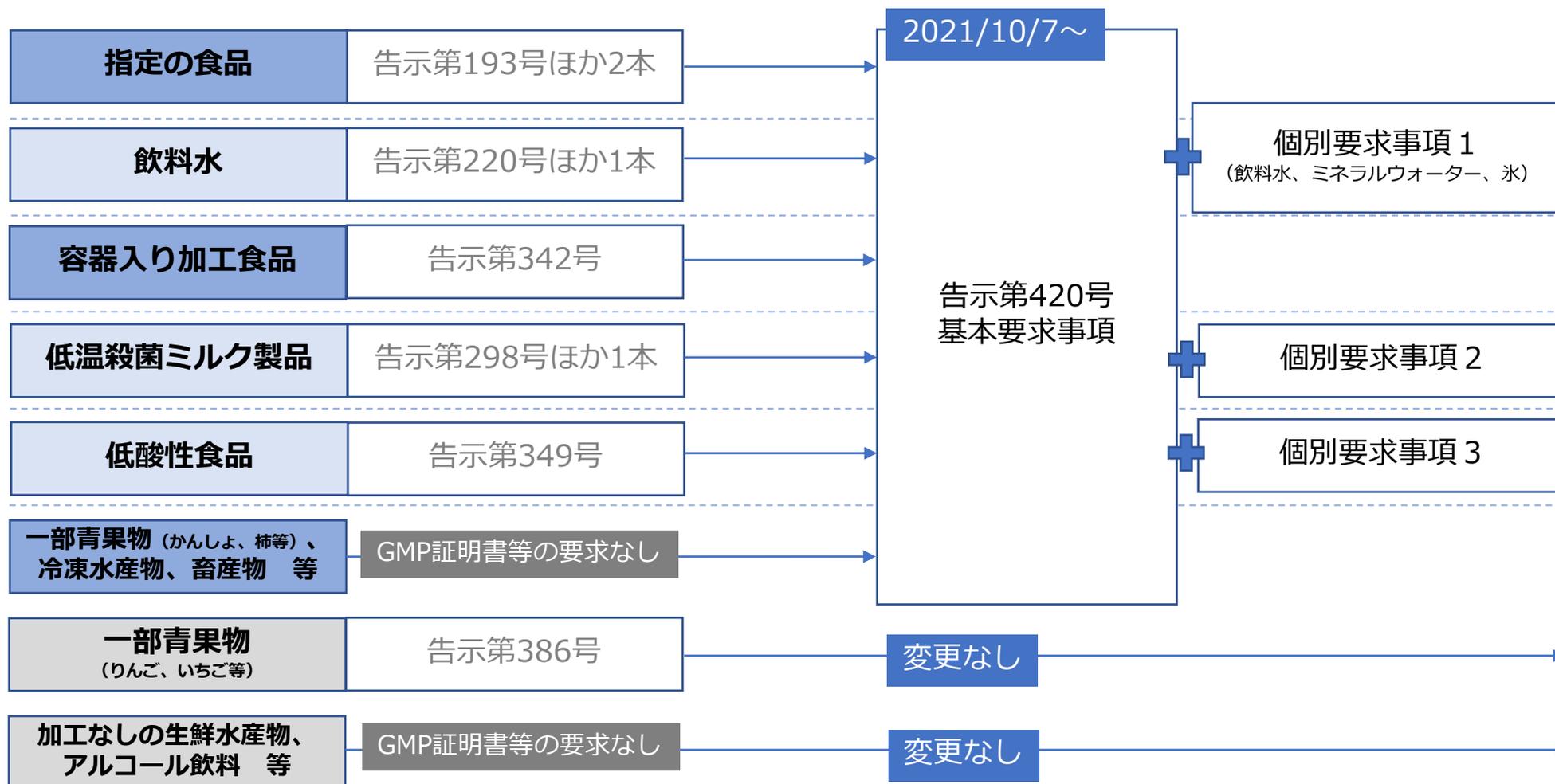
- ・ 製造者の国の担当政府機関
- ・ 製造者の国の担当政府機関から認められた機関
- ・ 国際認定フォーラム(International Accreditation Forum; IAF)のメンバーで、IAF から認められた認定機関 (Accreditation Body) から認定された認証機関 (Certification Body)
- ・ Guidelines for the Design, Operation, Assessment and Accreditation of Food Import and Export Inspection and Certification Systems (CAC/GL 26-1997)に準拠した検査及び認証システムを備えた機関など、信頼性のある機関



- ・ 法令において、網羅的に具体的な規定を行うことは困難。法令の運用においては、担当官による解釈が存在。
- ・ タイ保健省において使用可否が統一的に判断されていない証明書については、輸入者から担当官への口頭説明内容、提供資料等によって、使用可否に関する結論が変わり得る。

1. 規制のせいでタイに輸出できないという噂を聞いたけど、タイって日本よりも進んでいるの？【タイの食品安全規制】
2. タイに存在する食品登録という謎の概念！いったい何？【輸入手続概要】
3. 担当官によって言うことが違う！この前できたのに、どうして今回はできないの？【GMP証明書等】
4. 10月からはISO22000がないとタイには輸出できなくなるの？【保健省告示第420号改正】
5. Q&Aセッション

- ◆ 製造等の基準を定める告示9本が廃止・統合・改編され、2021年2月に保健省告示第420号が公布。
- ◆ 輸入時に食品の製造施設に関する証明書（GMP証明書等）が求められる食品の範囲が拡大（アルコール飲料、生鮮水産物以外のほぼ全ての食品について求められる）。
- ◆ 新規の製造者・輸入者は2021年4月11日から、**既存の製造者・輸入者は2021年10月7日から適用**※



出所：タイの法令や政府ヒアリングをもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

※保健省告示第420号施行日（2021年4月11日）前に、食品製造許可証（orr2）、食品製造施設番号（sorbor1）、食品製造施設番号証明書（sorbor1-1）、食品輸入許可証（orr7）を取得していたか否かで判断。

- ◆ 使用できる証明書の具体例は、タイ保健省FDAが公表。**ISO9001以外は、従前使用できた証明書は使用可能**（法令に適合していなかったのに使用が看過されてきたものは、使用できなくなる可能性）。
- ◆ 具体例に掲載されていない場合も、①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているもの、であれば使用可能。

<p><b>大半の食品</b></p>	<p>保健省告示第420号 <b>基本</b>要求事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ISO 22000: 2005.</li> <li>• Global Standard for Food Safety Issue 8. British Retail Consortium. 等。上記以外も具体例が公表されている。</li> <li>• 日本の食品衛生法第55条（旧第52条）に基づく <b>営業許可証も使用可能</b>。</li> <li>• <b>青果物の場合は、保健省告示第386号に基づく証明書も使用可能</b>（行政機関による衛生証明書、JFS規格適合証明書、J-GAP等）。</li> </ul>
<p><b>一部青果物</b> (さつまいも、柿、桃等)</p>		
<p><b>飲料水、ミネラルウォーター、氷</b></p>	<p>保健省告示第420号基本 要求事項および<b>個別</b>要求事項1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ISO 22000: 2005.</li> <li>• CAC/RCP 48-2001. 等。上記以外も具体例が公表されている。</li> </ul>
<p><b>低温殺菌ミルク製品</b></p>	<p>保健省告示第420号基本 要求事項および<b>個別</b>要求事項2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ISO 22000: 2005.</li> <li>• CAC/RCP 57-2004. 等。上記以外も具体例が公表されている。</li> </ul>
<p><b>低酸性食品</b></p>	<p>保健省告示第420号基本 要求事項および<b>個別</b>要求事項3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ISO 22000: 2005.</li> <li>• CAC/RCP 23-1979. 等。上記以外も具体例が公表されている。</li> </ul>
<p><b>一部青果物</b> (りんご、いちご等)</p>	<p><b>保健省告示第386号</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政機関発行の証明書</li> <li>• JFS規格適合証明書</li> <li>• GLOBAL G.A.P. / ASIA GAP / J-GAP 等。上記以外も具体例が公表されている。</li> </ul>

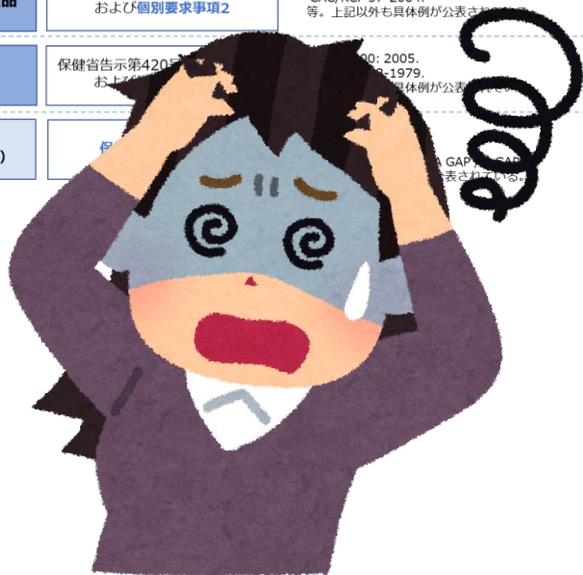
※政府間の調整等により、今後、使用できる証明書に追加が生じる可能性あり。

出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

- ◆ 既にタイに連携者（輸入者等）がいる在日本の関係者の場合： タイの連携者に確認し、判断を仰ぐ
- ◆ タイに進出済みの場合： タイ保健省FDAのOne Stop Service Center等、政府当局に問い合わせる



大半の食品	保健省告示第420号 基本要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISO 22000: 2005.</li> <li>Global Standard for Food Safety Issue 8. British Retail Consortium. 等。上記以外も具体例が公表されている。</li> <li>日本の食品衛生法第55条（旧第52条）に基づく営業許可証も使用可能。</li> <li>青果物の場合は、保健省告示第386号に基づく証明書も使用可能（行政機関による衛生証明書、JFS規格適合証明書、J-GAP等）。</li> </ul>
一部青果物 (さつまいも、柿、桃等)		
飲料水、ミネラル ウォーター、氷	保健省告示第420号基本要事項 および個別要事項1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISO 22000: 2005.</li> <li>CAC/RCP 48-2001. 等。上記以外も具体例が公表されている。</li> </ul>
低温殺菌ミルク製品	保健省告示第420号基本要事項 および個別要事項2	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISO 22000: 2005.</li> <li>CAC/RCP 57-2004. 等。上記以外も具体例が公表されている。</li> </ul>
低酸性食品	保健省告示第420号基本要事項 および個別要事項3	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISO 22000: 2005.</li> <li>CAC/RCP 19-1979. 等。上記以外も具体例が公表されている。</li> </ul>
一部青果物 (りんご、いちご等)	保健省告示第420号基本要事項 および個別要事項4	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISO 22000: 2005.</li> <li>CAC/RCP 19-1979. 等。上記以外も具体例が公表されている。</li> </ul>



- 法令には「適合する具体的な方法」が網羅的に規定されているわけではなく、輸入者等によって対応が異なる。日本の方は、実際に輸入手続を行う**在タイの連携先に相談することが重要。**
- タイで輸入関連のビジネスを行う方は、コミュニケーション（翻訳・通訳等）にリソースを割き、**タイ語話者と連携して、タイ政府当局に確認することが重要。**

## 農林水産物・食品の 輸出支援ポータル



<https://www.jetro.go.jp/agriportal/>

- 各地での日本産食品の輸入に必要な手続、販売価格等、色々な情報を発信。

## e-mail相談



<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator>

- 最寄りのジェトロから申込み。
- タイ市場における類似商品の状況等、簡単なレポートをe-mailで提供。

## ブリーフィング



<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator>

- 最寄りのジェトロから申込み。
- オンラインで1時間程度面談。タイ市場の状況や規制について解説。

## ビジネス短信



<https://www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/>

- 各地の情報をジェトロが発信。
- タイの食品関連の規制についても、新たな動きがあった際には、情報提供を行っている。

## 参考動画



<https://youtu.be/3WNXu2A5y1c>

- 2021年4月時点のタイの食品市場の様子等を動画で配信。

1. 規制のせいでタイに輸出できないという噂を聞いたけど、タイって日本よりも進んでいるの？【タイの食品安全規制】
2. 担当官によって言うことが違う！この前できたのに、どうして今回はできないの？【GMP証明書等】
3. 10月からはISO22000がないとタイには輸出できなくなるの？【保健省告示420号改正】
4. タイに存在する食品登録という謎の概念！いったい何？【輸入手続概要】

## 5. Q&Aセッション

- ◆ 本資料は、日本からタイへの食品輸出、販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。日本政府、タイ政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本資料の内容と異なっていることもあり得ます。
- ◆ 本資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。  
ジェトロ・バンコクは、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。
- ◆ 実際の輸出・販売を行う際には、関係機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

日本貿易振興機構（バンコク）

# タイ向け食品輸出に関する 規制セミナー

## TOPIC2：青果物輸出編

2021年6月14日（月）日本時間16:00～&タイ時間14:00～

在タイ日本国大使館

&

ジェトロ・バンコク事務所

**JETRO** Bangkok

- 日本産食品をタイ市場で広めていくにあたり、[重要となる規制対応](#)
- [基礎的なことに関する情報（入門編、初心者編、復習編）](#)を提供できる場を作りたい
- 特に規制が複数種類ある青果物については、混乱しやすい印象
- タイの日本産食品市場等、規制以外のことは、別途（後述）
- 食品全般に関することは、[TOPIC 1のセミナー](#)参照
- 本日の動画はyoutubeチャンネル[jetroseminar](#)で公開予定

1. 病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫関連の規制は何がある？【植物防疫】
2. タイの消費者を守る食品安全関連（残留農薬関連）の規制は何がある？
  - ① 輸入品の残留農薬検査は怎么样了の？【残留農薬検査】
  - ② 選別・梱包施設の衛生証明書って何？【保健省告示第386号・第420号】
3. Q&Aセッション

## 農林水産物・食品の 輸出支援ポータル



<https://www.jetro.go.jp/agriportal/>

- 各地での日本産食品の輸入に必要な手続、販売価格等、色々な情報を発信。

## e-mail相談



<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator>

- 最寄りのジェトロから申込み。
- タイ市場における類似商品の状況等、簡単なレポートをe-mailで提供。

## ブリーフィング



<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator>

- 最寄りのジェトロから申込み。
- オンラインで1時間程度面談。タイ市場の状況や規制について解説。

## ビジネス短信



<https://www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/>

- 各地の情報をジェトロが発信。
- タイの食品関連の規制についても、新たな動きがあった際には、情報提供を行っている。

## 参考動画



<https://youtu.be/3WNXu2A5y1c>

- 2021年4月時点のタイの食品市場の様子等を動画で配信。

1. 病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫関連の規制は何がある？【植  
物防疫】

2. タイの消費者を守る食品安全関連（残留農薬関連）の規制は何がある？

① 輸入品の残留農薬検査はどうなっているの？【残留農薬検査】

② 選別・梱包施設の衛生証明書って何？【保健省告示第386号・第  
420号】

3. Q&Aセッション

- ◆ 病害虫の侵入・まん延の防止の観点から、植物防疫関連の規制が存在。
- ◆ タイで輸入可能な品目については、日本で検査を受け、植物検疫証明書を用意し、輸出。
- ◆ 一部品目は、園地、選別・梱包施設について、事前に登録し、指定ラベルを貼る等し、輸出する必要。  
一部品目は、タイから検査官を招聘し、日本・タイの合同検査を受ける等し、輸出する必要。
- ◆ タイの輸入通関において、病害虫が付着していないか等の検査があり得る。
- ◆ -17.8℃以下で冷凍処理を行った青果物については、事前登録や合同検査等は不要となる。

## 日本から輸入可能

輸出の都度、日本で検査を受け、**植物検疫証明書**を用意

### 園地、選別・梱包施設の事前登録等

- ・柿
- ・なす
- ・キウイ
- ・サクランボ
- ・モモ

### 日本・タイの合同検査

- ・キュウリ・メロン
- ・スイカ・トマト
- ・ミカン

(※輸出実績次第で都度検査不要)

- ・日本梨
- ・リンゴ
- ・ブドウ
- ・イチゴ

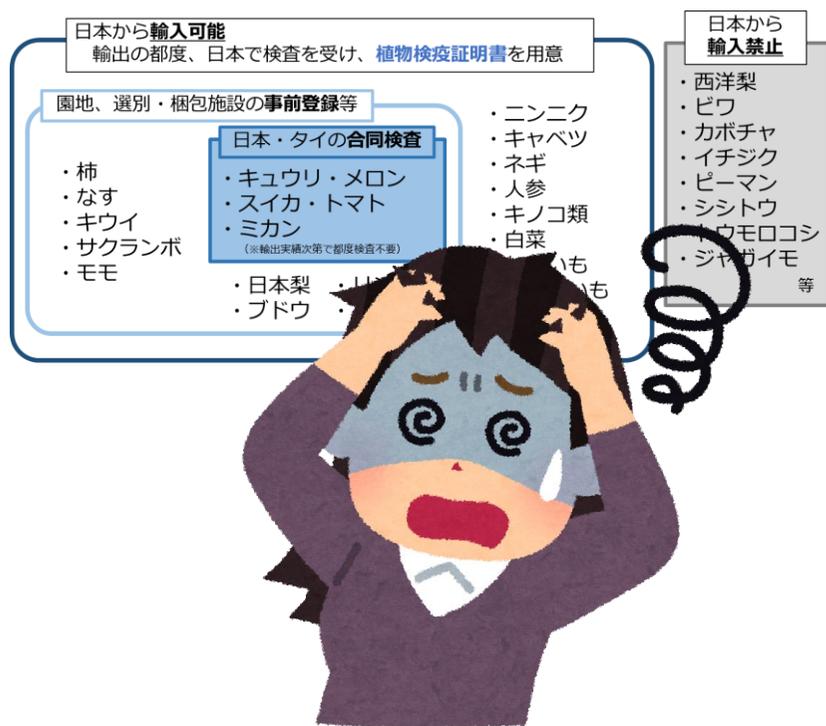
- ・ニンニク
  - ・キャベツ
  - ・ネギ
  - ・人参
  - ・キノコ類
  - ・白菜
  - ・ながいも
  - ・さつまいも
- 等

## 日本から輸入禁止

- ・西洋梨
  - ・ビワ
  - ・カボチャ
  - ・イチジク
  - ・ピーマン
  - ・シシトウ
  - ・トウモロコシ
  - ・ジャガイモ
- 等

※輸入解禁に向けては、日本の産地の要望等を踏まえて、日本政府がタイ政府に要請を行う。タイ政府内でのリスク分析、輸入条件設定等が必要となり、長期間を要することが見込まれる。

- ◆ 自身が日本からタイへ輸出したい品目について、植物防疫に関する状況が分からなくなってしまうときは、①農林水産省のウェブサイトの閲覧、②農林水産省植物防疫所への問合せ、③一般社団法人全国植物検疫協会（農林水産省から事業受託）への無料相談等が考えられる。
- ◆ タイにおける担当は、農業協同組合省農業局。



- 一般社団法人全国植物検疫協会は、農林水産省の「輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」を受託。
- 植物検疫や農薬等に関する相談を無料で受ける相談窓口を設置。相談内容に応じて専門家を派遣する等している。



1. 病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫関連の規制は何がある？【植物防疫】
2. タイの消費者を守る食品安全関連（残留農薬関連）の規制は何がある？
  - ① 輸入品の残留農薬検査は怎么样了の？【残留農薬検査】
  - ② 選別・梱包施設の衛生証明書って何？【保健省告示第386号・第420号】
3. Q&Aセッション

- ◆ 海港では頻繁に、空港では時々、通関時にサンプル抽出（2kg程度）が行われ、簡易テストキットによる検査や、検査分析機関による検査等が実施されている模様。

【参考】 タイにおける輸入時の残留農薬検査の概要（2020年8月1日～）※1

<p><b>Very High Risk</b></p>	<p>問題が検出されたリストに含まれている (特定事業者の) 野菜・果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に問題が検出された成分について、①輸入者負担でタイの指定検査機関での検査、又は、②輸入元国（日本等）での検査+検査分析証明書（COA）の提示。</li> <li>問題がないことが確認できるまで商品流通は不可。</li> </ul>
<p><b>High Risk</b></p>	<p><b>タイ政府指定の10品目</b> ※定期見直し (次回は2021年10月※2)</p> <p>野菜：スナップエンドウ、セロリ、コリアンダー、カイラン、ホウレンソウ 果物：さくらんぼ、みかん、いちご、ぶどう、ドラゴンフルーツ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①タイ政府によるサンプル抽出+分析機関による134成分の検査の可能性、又は、②輸入元国（日本等）で指定成分（4～18成分）の検査+検査分析証明書（COA）の提示。</li> <li>①の場合、検査結果が出る前に通関手続きが可能（商品流通後に、問題が発覚する可能性あり）。</li> </ul>
<p><b>Low Risk</b></p>	<p>上記以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①タイ政府によるサンプル抽出+検査キット(GT-Pesticide test kit、GPO-TM/2 kit)を用いた検査（問題が確認された場合は分析機関による134成分の検査）の可能性、又は、②輸入元国（日本等）で134成分の検査+検査分析証明書（COA）の提示。</li> <li>①の場合、検査結果が出る前に通関手続きが可能（商品流通後に、問題が発覚する可能性あり）。</li> </ul>

- ◆ 違反が発覚した場合は、①輸出者名等についてタイ保健省ウェブサイトで公表、②次回以降の輸入時に輸入者負担での残留農薬検査の実施、③食品法に基づく罰則の適用等が行われ得る。

### 【参考】違反が発覚した場合の措置の例

1. very high riskリストに輸出者名等が掲載され、タイ保健省ウェブサイトで公表
2. 次回以降の輸入時、輸入者負担での指定機関での検査（、又はCOAの提示）が必須
3. 食品法に規定される罰則が輸入者（や販売者）に適用

例：5万バーツ以下の罰金刑、2年以下の禁固刑若しくは2万バーツ以下の罰金刑  
又は併科

※ 1 及び 2 の措置は、3回連続で基準値内での輸入が行われると、解除

- ◆ タイ保健省告示第419号（2020年）により、2021年6月1日から、食品からの（1）クロルピリホス、（2）クロルピリホスメチル、（3）パラコート、（4）パラコートジクロリド、（5）パラコートジメチルサルフェートまたはパラコートメトサルフェートの検出が禁止。（high risk品目から重点的に検査が行われる可能性？）
- ◆ タイの消費者団体（例：Thai-PAN）等が、残留農薬基準値を超える食品が販売されていることを指摘する等しており、今後も動きがある可能性。

### 【参考】タイにおける残留農薬の基準値

検出不可	保健省告示No.387（2017年）「残留有害物質を含有する食品」の添付リスト1、保健省告示No.419（2020年）「残留有害物質を含有する食品」第3版の添付リスト1（2020年12月時点87種）に含まれている物質は検出不可	
一定条件下 で検出可	1. 農薬使用による残留	
	1.1	保健省告示No.387（2017年）「残留有害物質を含有する食品」添付リスト2にて規定されている農薬成分の場合：添付リスト2にて規定されたMRL値以下
	1.2	保健省告示No.387（2017年）「残留有害物質を含有する食品」添付リスト2にて規定されていない農薬成分であって、CODEXによりMRL値が規定されている場合：CODEXにより規定されたMRL値以下
	1.3	「1.2で設定されていないもの」
	A.	保健省告示No.387（2017年）「残留有害物質を含有する食品」添付リスト3にてDefault Limitsが規定されている場合：Default Limits以下
B.	保健省告示No.387（2017年）「残留有害物質を含有する食品」添付リスト3にてDefault Limitsが規定されていない場合：食品1グラム中、残留成分は0.01ミリグラム以下	
	2. 環境からの汚染等、避けられない理由による残留 保健省告示No.387（2017年）「残留有害物質を含有する食品」添付リスト4に従う	

備考：保健省告示No393（2018年）による一部改正あり

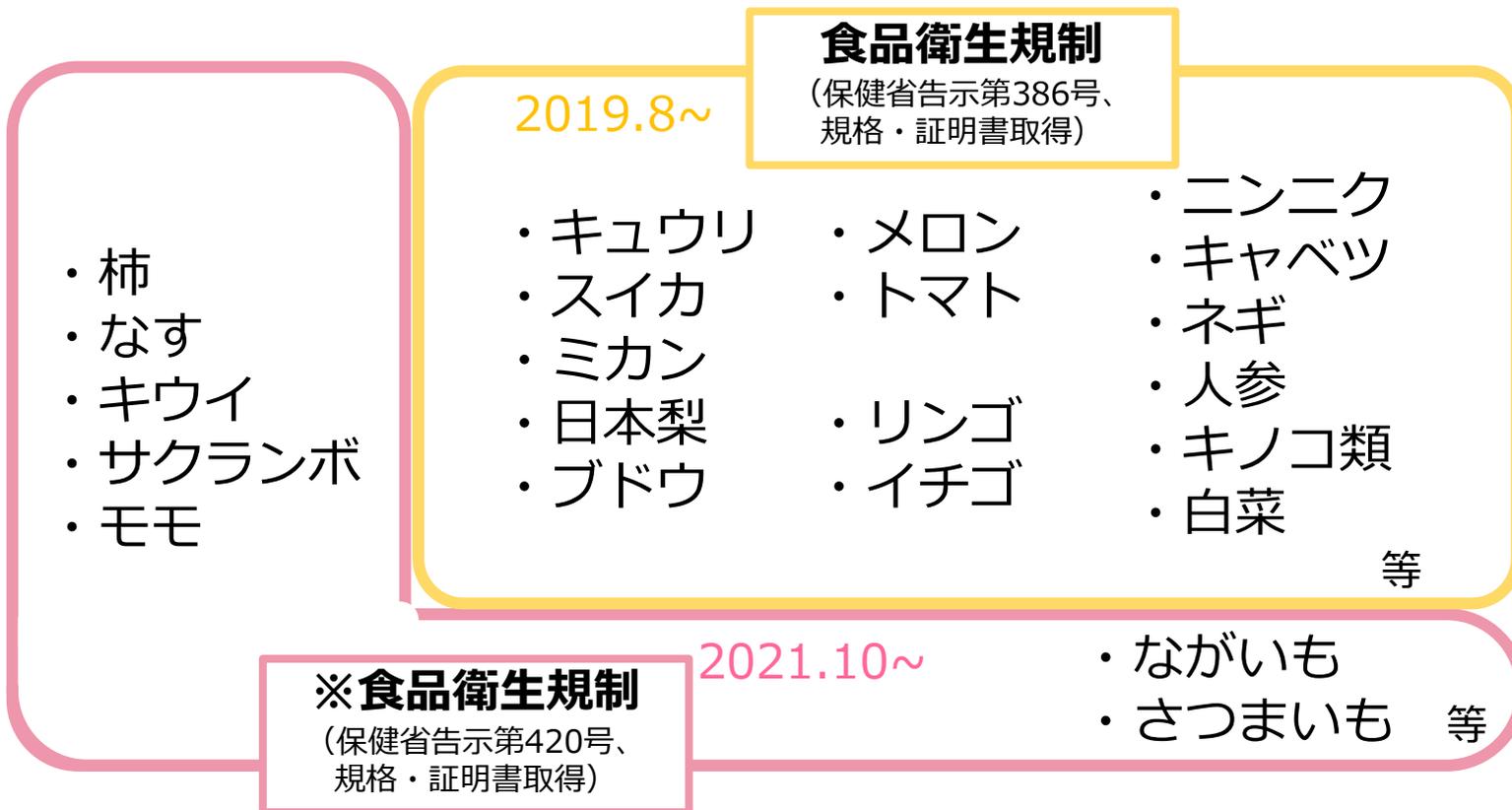
出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

※日本での情報収集は、農林水産省ウェブサイト、一般社団法人全国植物検疫協会の相談窓口等も参照。

1. 病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫関連の規制は何がある？【植物防疫】
2. タイの消費者を守る食品安全関連（残留農薬関連）の規制は何がある？
  - ① 輸入品の残留農薬検査はどうなっているの？【残留農薬検査】
  - ② 選別・梱包施設の衛生証明書って何？【保健省告示第386号・第420号】

### 3. Q&Aセッション

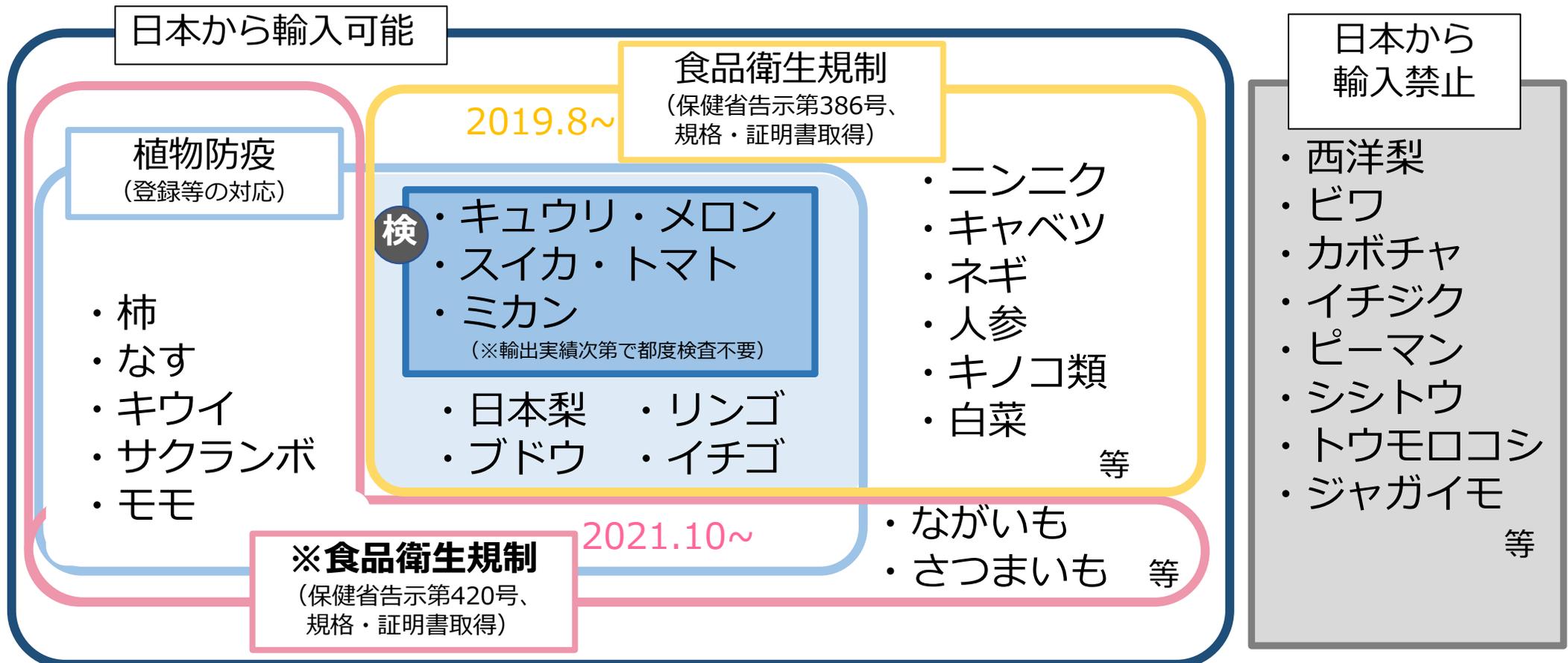
- ◆ 残留農薬の問題等に対応するため、一部の青果物（りんご、いちご等）について、2019年8月から保健省告示第386号が本格施行。タイ国内の青果物の選別・梱包施設は、保健省告示第386号に定められる基準（園地のトレサビリティの確保、残留農薬検査の実施等）を守る必要。外国（日本等）からタイへの輸入の際は、同等以上の基準に基づく規格等の**証明書を提示できるようにする必要**。
- ◆ 2021年10月から保健省告示第420号が本格施行することに伴い、これまで証明書が求められていなかった品目については、同号に定められる基準と同等以上の基準に基づく規格等の証明書が必要となる。



**【参考】  
日本からの輸入に  
使用可能な証明書の例**

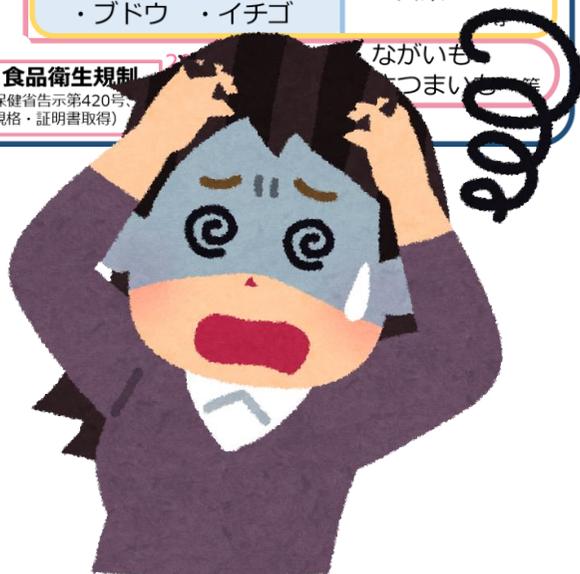
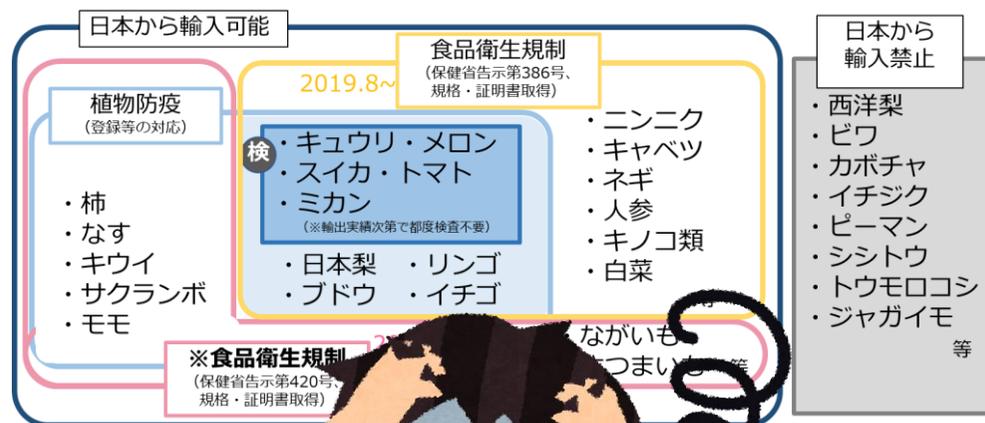
- ・ 農林水産省・都道府県庁発行の証明書
- ・ JFS規格（タイ向け規格、JFS-B、JFS-C）
- ・ GLOBAL G.A.P.
- ・ ASIAGAP
- ・ JGAP
- ・ FSSC22000
- ・ ISO222000
- ・ BRC 等

- ◆ 植物防疫の観点、食品安全（残留農薬等）の観点からの規制の2種類が存在。
- ◆ タイへの輸入時等に残留農薬検査が行われる可能性あり。



出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

- ◆ 既にタイに連携者（輸入者等）がいる在日本の関係者の場合： タイの連携者に確認し、判断を仰ぐ
- ◆ タイに進出済みの場合： タイ保健省FDAのOne Stop Service Center、農業協同組合省農業局等、政府当局に問い合わせる



- 法令には「適合する具体的な方法」が網羅的に規定されているわけではなく、輸入者等によって対応が異なる。日本の方は、実際に輸入手続を行う**在タイの連携先に相談することが重要。**
- タイで輸入関連のビジネスを行う方は、コミュニケーション（翻訳・通訳等）にリソースを割き、**タイ語話者と連携して、タイ政府当局に確認することが重要。**

## 農林水産物・食品の 輸出支援ポータル



<https://www.jetro.go.jp/agriportal/>

- 各地での日本産食品の輸入に必要な手続、販売価格等、色々な情報を発信。

## e-mail相談



<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator>

- 最寄りのジェトロから申込み。
- タイ市場における類似商品の状況等、簡単なレポートをe-mailで提供。

## ブリーフィング



<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator>

- 最寄りのジェトロから申込み。
- オンラインで1時間程度面談。タイ市場の状況や規制について解説。

## ビジネス短信



<https://www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/>

- 各地の情報をジェトロが発信。
- タイの食品関連の規制についても、新たな動きがあった際には、情報提供を行っている。

## 参考動画



<https://youtu.be/3WNXu2A5y1c>

- 2021年4月時点のタイの食品市場の様子等を動画で配信。

1. 病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫関連の規制は何がある？【植物防疫】
  
2. タイの消費者を守る食品安全関連（残留農薬関連）の規制は何がある？
  - ① 輸入品の残留農薬検査はどうなっているの？【残留農薬検査】
  - ② 選別・梱包施設の衛生証明書って何？【保健省告示第386号・第420号】
  
3. Q&Aセッション

- ◆ 本資料は、日本からタイへの食品輸出、販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。日本政府、タイ政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本資料の内容と異なっていることもあり得ます。
- ◆ 本資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。  
ジェトロ・バンコクは、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。
- ◆ 実際の輸出・販売を行う際には、関係機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

日本貿易振興機構（バンコク）